児童福祉施設への独立子どもアドボカシー提供モデルの構築

○ 堀 正嗣(熊本学園大学・1846)

栄留 里美 (鹿児島国際大学・7686), 久佐賀 眞理 (長崎県立大学・8925)鳥海 直美 (四天王寺大学・4400) 農野 寛治 (大阪大谷大学・2319)

キーワード:アドボカシー、児童福祉施設、権利擁護

1. 研究目的

本研究の目的は、英国の独立子どもアドボカシーサービス(Independent Children's Advocacy Service, ICAS)のひとつである施設訪問アドボカシー(Residential Visiting Advocacy)を日本の児童福祉施設(児童養護施設・障害児施設)に導入するための提供モデルを構築することである。ICAS は施設内虐待などの援助過程における子どもの権利侵害の防止とケアの質の向上に効果があることが明らかになり 2002 年に英国で制度化された。子どもを権利行使主体として認識し、重度障害児や乳幼児を含めて全ての子どもの「意見表明権」(子どもの権利条約 12条)を支援しようとしている点が画期的である。

日本では、社会福祉基礎構造改革(2000年)によって、利用者の自己決定権や選択権が 重視され、権利擁護を巡るソーシャルワーク研究および実践が蓄積されてきた。特に高齢 者・障害者領域における市民後見制度や代弁者制度、意思決定支援に関する研究が現在注 目されている。しかしながら、児童福祉領域では、国連子どもの権利委員会より「児童相 談所を含む児童福祉サービスが子どもの意見をほとんど重視していない」(2011)ことが 指摘されている状況である。

このような中で、①施設入所児童の意見表明を支援し、②施設内虐待を防止し、③ケアの質の向上に寄与することできる、日本型独立子どもアドボカシーの提供モデルを構築することが本研究の目的である.

2. 研究の視点および方法

上記モデルを構築するためには①英国における制度と実践から学ぶ、②施設入所児童及び施設職員からの ICAS 導入に関するニーズと懸念から学ぶ、という 2つの作業が予備的に必要である。①については、英国における視察・資料収集等によって得た情報を分析する。②については、インタビュー調査の結果を参照する(堀 2016)。以上を基盤として、提供モデルの構築を行う。

3. 倫理的配慮

本研究は先行研究及び関係資料の分析を基盤にモデル構築を行うものである. したがって日本社会福祉学会研究倫理指針に従い,引用文献を明記するなどの倫理的配慮を行った.

4. 研究結果

①英国の訪問アドボカシーの実践:「子どもたちの願いと気持ちを表現する能力を高め、紛争や困難を解決し、自分たちの生活に関わる決定に参画できるように支援する」(Coram

Voice 2016)ことが訪問アドボカシーの目的である。障害児施設の場合は週1回から2週に1回程度,児童養護施設の場合には2週に1回程度1名の担当者が訪問する。ユニットの全ての子どもたちと知り合い、必要に応じて個別相談を受ける。そして、子どもと施設職員等の話し合いに同席して意見表明を支援し、懸念や願いを代弁している。

- ②サービス提供の制度的基盤:日本においては,施設が任意でサービス提供機関と契約し,外部第三者がアドボケイトとして子どもに関与するものとする.これは,施設長の教育権・ 監護権の範囲内と考えられる.ただし,児童福祉法第30条2により,施設設置者はサービスの導入と経過について,都道府県等に報告する必要がある.
- ③サービス提供体制:①利用申込・②準備期間・③契約(含共同宣言)・④実施・⑤終了・⑥報告,のプロセスが想定される.子ども・施設とアドボケイトが相互理解を深め,意見表明権を核とした子どもの権利に関する共通認識を醸成し,アドボカシー活動の実際と懸念事項への対応について合意するために準備期間を設ける.
- ④実践方法:グループホーム/地域小規模施設の1棟ごとに,週1回以上,2名のアドボケイトが訪問し,3時間程度滞在する.①苦情/意見の傾聴・②意見形成支援・③意見表明支援・④代弁・仲介からなる一連のケースアドボカシーのプロセスが核となる.あわせて,虐待等の権利侵害の監視,子どもの権利に関する意識啓発活動,制度政策等に働きかけるシステムアドボカシーが想定される.
- ⑤障害児へのサービス提供の独自性:障害児が自らの権利を理解するための学習機会が特に必要とされる.また障害当事者によるピアアドボケイトが有効である.さらに言葉を話さない障害児のための非指示的アドボカシー実践方法を開発する必要がある.成人障害者へのアドボカシーとの連続性にも留意する必要がある.
- ⑥養成・雇用・スーパービジョン: 英国の ICAS のための職業資格を参考に,子ども支援の経験がある者等を対象に①基礎的資質,②児童養護に関する専門的資質,③障害児に関する専門的資質からなる 60 時間程度の養成講座受講し,アドボケイトとして選考された者を雇用することを基本とする.各派遣団体が組織的にスーパービジョンを行う必要がある.

5. 考察

本研究では、日本における現行の法制度の中にアドボカシーサービスを位置づけることが可能なこと、子どものエンパワメントとケースアドボカシーを核とした実践が想定できること等が明らかになった. 一方、財源確保・実践方法の開発等が今後の課題として残されている.

文献: Coram Voice (2016) Visiting Advocacy

(http://www.coramvoice.org.uk/professional-zone/visiting-advocacy,2016/05/05). 堀正嗣(2016)『福祉施設入所児童への外部アドボカシー導入研究: I C A S 提供モデルの構築 研究報告書』(平成25-27年度 日本学術振興会科学研究費助成事業挑戦的萌芽研究 課題番号25590151)、熊本学園大学堀研究室.

付記:本研究は JSPS 科研費研究課題番号 25590151 の成果の一部である.